

非農地判断により守るべき農地を明確化

(奈良県橿原市農業委員会)

担い手への
農地利用の
集積・集約化

遊休農地の
発生防止・
解消

新規参入の
促進

その他(農業
委員会の体
制強化等)

1 地区の特徴・状況、課題

奈良県のほぼ中央に位置し、東西7.5km、南北8.3kmで面積が39.56km²と比較的小さな市です。地形は、大和平野が広がり全体的に起伏が少なく農地や市街地が展開している。また、大都市の通勤圏内であることから、都市型農業が営まれてきた。歴史的に「日本国 はじまりの地 橿原」として古くから交通の要衝として発展してまいりました。



- 耕作放棄地の発生防止・解消と増加が一進一退の状況である。
- 相続に伴う所有権の移動により荒廃農地が点在している。
- 既に活用が見込めない山林化・原野化した農地の存在。



2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

- 毎年実施する農地パトロールとは別に、航空写真と地図をもって地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員等が、農地台帳に基づき現地確認を行う。
- 現地の状況を持ち帰り農用地や納税猶予の対象地また税務担当及び法務局などと事前確認をする。
- 上記の外業及び内業を経て農業委員会総会の議決により非農地判断し守るべき農地を明確化する。

3 活動(取組と工夫)の結果

農業委員会が守るべき農地 ⇒ 990.13ha 令和元年12月

○農地面積(農地台帳システム) 令和元年10月 1,004.70ha ⇒ 非農地判断 14.57ha